

令和5年9月定例会 総務委員会（事前）

令和5年9月11日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

眞貝委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料（その2））

- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

松林警察本部長

それでは、6月定例会以降の治安情勢等主要施策の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

本年8月末現在、刑法犯の認知件数は1,679件で、昨年同期と比較して258件増加しており、コロナ禍での行動制限の緩和が要因の一つであると見ております。

また、高齢者を中心として幅広い年齢層で被害が広がっている特殊詐欺事件は、被害件数が44件、昨年同期と比較して23件増加し、被害総額につきましても2億円を超えており、約1億5,600万円増加しております。

いわゆる闇バイトによる犯罪を敢行するグループも出てきておりますが、この種の犯罪はその手口や被害対象が次々に変化するという特殊性があることから、関係機関や団体と連携の上、タイムリーな広報啓発活動を推進するなど、被害の未然防止に努めているところであります。

また、犯行グループやその周辺者の取締りにについても、引き続き、強力に推進してまいります。

来る10月11日から10日間、全国地域安全運動が開催されますが、この運動においては、防犯ボランティア団体等と連携し、特殊詐欺の被害防止をはじめ、子供と女性の犯罪被害防止を重点に各種取組を推進することとしており、この運動を契機に、更に防犯気運を高めてまいります。

第2は重要犯罪等の徹底検挙です。

本年8月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪を20件認知し、検挙率は約70パーセントと

なっております。

重要事件の発生は、県民の体感治安に直結し、不安を増大させるものであることから、事件を認知した際には、より多くの捜査員を投入するほか、現場周辺における防犯カメラ捜査を徹底するなど、迅速、的確な初動捜査を展開し、早期解決に努めてまいります。

また、組織犯罪対策等については、末端乱用者からの突き上げ捜査による覚醒剤密売事件、徳島市内の一軒家における大麻栽培、所持事件などを摘発しております。

特に、昨年の大麻事犯については、若年層による違反が増加しているところであり、県警察といたしましては、徹底した違反取締りや啓発活動を行うなど、薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを進めてまいります。

第3は交通死亡事故の抑止です。

交通事故死者数については、昨日現在19人と昨年同期と比較して6人増加しております。本年発生の死亡事故の特徴としては、死者に占める高齢者の割合が高いこと、夜間歩行者の事故が多いことなどの特徴が挙げられます。

今月21日から秋の全国交通安全運動が実施されますが、期間中は、関係機関、団体と連携し、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保を推進するほか、飲酒運転等、重大事故に直結する悪質、危険な違反取締りを強化してまいります。

なお、今後、日没が早まり、薄暮時における事故の増加が懸念されることから、こうした時間帯における街頭活動を強化し、更なる事故防止に努めてまいります。

第4は大規模災害、テロ等への対処です。

本年も各地で自然災害による被害が発生しており、特に連続して発生した台風6号、7号により、本県でも一部地域に避難指示が発令されております。

県警察といたしましては、本格的な台風シーズンに入り、災害の発生が懸念されることから、自治体や関係機関と連携した実践的な訓練、装備資機材の習熟訓練等を繰り返し行い、有事の際に即応できる体制の確保に努めているところです。

第5は組織基盤の強化です。

先端技術の利用拡大や人口構造の変化等により、社会の在り方が大きく変化する中において、近年サイバー犯罪や特殊詐欺のような非対面型犯罪が高水準で推移しているなど、治安上の課題は一層複雑化しているところです。

県警察といたしましては、直面する諸課題に的確に対応するため、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を推進してまいります。

また、地域警察再編計画に基づく、交番、駐在所の再編につきましては、県民の方々のニーズ等を踏まえながら、着実に進めてまいります。

以上、主要施策の推進状況について御説明いたしました。

委員の皆様には、引き続き警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平岡首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について御報告いたします。  
総務委員会説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

交通事故が2件です。

1件目は、徳島中央警察署員の運転するパトカーがアパート駐車場において後退中、同駐車場のフェンス土台に衝突した事故で、賠償金額7万1,500円で和解いたしました。

2件目は、小松島警察署員の運転する捜査用車両が県道を走行中、路外施設から県道に合流してきた車両と出会い頭に衝突した事故で、賠償金額9万8,500円で和解いたしました。

専決処分の報告は以上です。

笠井企画サイバー警察局長

その他報告事項はありません。

眞貝委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

緊急の案件として、新聞報道されました県が県職員を告発した事案について要望も含めてお尋ねしたいと思います。

観光政策課に告発状を求めたのですが、もらえておりませんので、新聞報道されたことを御紹介しつつお尋ねしたいと思います。

簡単に報道内容を整理しておりますので申し上げますと、2018年10月にパリで開かれた日本文化発信イベントで県人が羽織った藍染めマント4着の製作費、2019年1月のスイスで開かれた世界経済フォーラム臨時総会で上勝のNPO法人理事長が共同議長を務めた際に着用された藍染め衣料の製作費の合計39万4,000円を、この職員が払っていなかったというのが説明されています。

また、この職員は、とくしま藍の日である2019年7月24日、県が上板町泉谷の技の館で開いたとくしま藍の日の記念フォーラムで148万1,760円の開催費を受託した東京のソフトウェア会社に支払っていなかった。ということが報道されています。

県の会計規則などでは、請求書を受け取ってから15日以内に支払うことになっているけれども、この職員は請求書を受領後、手続を怠って放置していた。そして東京のソフトウェア会社から催促されて困ったので、2020年3月付き合いがあった一般社団法人藍産業振興協会との間で結んだ架空の契約に基づいて観光政策課から藍産業振興協会に約200万円を支払わせた。そして、同協会は、7月にまずとくしま藍の日記念フォーラムの本当の受託業者である東京のソフトウェア会社に運営委託料148万1,760円を支払い、その数日後、同協会は残金から最初に申し上げた、2019年1月スイスで開かれた世界経済フォーラム臨時総会の際に使った藍染め衣料、それから2018年10月にパリで開かれた日本文化発信イベントで県人が羽織った藍染めマントの費用、合わせて39万4,000円を徳島・阿波両市

の縫製業者や藍住町の藍染め師に振り込んでいたと見られるということが報じられております。

以上が報道された内容を時系列にまとめたものでございますが、この点について、知事部局から県警は告発を受理したというような話、私は確認をしたのですが、まだ明確に聞いておりませんが、事実かどうか、受理されたということが既に報道もされております、確認してください。

#### 高橋刑事部長

御質問の告発の件につきましては、告発側の知事部局において、県警側が告発を受理した旨のコメントをしておりますので、これを踏まえて答弁させていただきます。

御指摘のとおり、県警察は、過日告発状を受理して、今後、粛々と捜査を進めてまいるという立場であります。

ただ、新聞報道の内容につきましては、私どもが報道発表したものではございませんので、これにつきましては否定も肯定もいたしませんけれども、コメントを差し控えさせていただきます。

#### 扶川委員

確かに記者発表はしていませんけれども、新聞記事には捜査関係者から聞いた話ということが明記されておりますので、議会で議論する際には可能な限り説明していただくことが今後の県政運営に役立ちますので、そういう姿勢で臨んでいただきたいと要望しておきます。

もう一つ、関連してお尋ねいたしますけれども、この職員は既に捜査の対象に挙げたことがある方なのではないかという疑いを持っております。

私が調べましたところ、この方は、とくしま記念オーケストラの問題で中心になって徳島文化振興財団の音楽文化創造チームに派遣されて働いておられた方です。県警は、この記念オーケストラ問題に関わって、平成28年当時の契約に関して告発の相談を受けておりますね。何らかの形でこの人物を捜査対象にされていなかったのか、この点についてお伺いします。

#### 眞貝委員長

小休します。（10時46分）

#### 眞貝委員長

再開します。（10時51分）

#### 扶川委員

先ほど申し上げたみたいに、私は、この方が前に告発の対象に挙がっていた県職員であり、それは調べております。その方が記念オーケストラ問題でいろいろな動きをしたことが告発の対象になった。告発状も出たということを知っておりますから、それについて何かコメントを頂けるのであれば、コメントを頂いた上で、その過去の問題についても、き

ちんと捜査をして、動機とか背景ということを明らかにしてほしいと思います。最初に、今のお尋ねしたことです、何らかの形でこの人物を捜査対象として見たことがあるのかどうかお尋ねいたします。

#### 高橋刑事部長

扶川委員から、ある程度の事実関係をつまびらかにしていただきたいと要望がありました。

繰り返しになりますけれども、我々として報道発表したものではありませんので、事件の内容についてはコメントを差し控えさせていただきたいという前提からお答えします。

現に告発を受けている事実については当然捜査をするという立場です。

一般論になりますけれども、刑事訴訟法においては、我々は司法警察職員という名称で呼ばれております。司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人と証拠を捜査するものと書いております。当該捜査を行うに当たっては、犯罪の構成要件であるとか、犯罪に至った背景、動機、そういうものも捜査するわけでありますので、その辺も含めて捜査をしてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

犯罪の背景、動機も含めて捜査いただく、是非そうしていただきたい。それに関わって、過去のことについて少しこういう点があったということ、御存じかもしれませんが、私のほうから改めて整理をさせていただきたいと思います。

この観光政策課係長が2012年9月から12月、2度目に開催された国民文化祭の後、とくしま記念オケ事業を展開するために、2013年度と2014年度、徳島県文化振興財団の音楽文化創造チームに派遣されておりました。ここに二人の職員が派遣されておりましたが、そのうちの一人でありまして、その後、観光政策課に異動されたということ職員録等から確認しております。

既に議会で議論してきたことを復習することになりますが、私が入手しております刑事確定訴訟記録なんかでずっと議論してきたことを繰り返しますけれども、音楽文化創造チームから元音楽文化プロダクションの女性代表宛てに2014年4月15日にメールが送られております。

そのメールには、2014年3月8日に行われた徳島ヴォルティスJ1昇格記念の記念オーケストラ演奏会に係る見積書、請求書が含まれておりました。これは、女性代表の代わりに財団に派遣されていた県職員が代行作成してあげたということで、送付先に音楽文化創造チームということが書かれておりました。それ自体が問題ですけれども、さらに問題なのは、この見積額の中に、本来であれば、女性代表が政策参与であった2012年度中、つまり2013年3月末までに支払うべきであった女性代表に対する旅費や雑役務費が含まれているということがメールに記載されておりました。

繰り返しますと、今回、県が告発した観光政策課係長だった職員が、当時、徳島県文化創造室から音楽文化創造チームに派遣されていた期間中の2014年4月に2013年度3月に行われた徳島ヴォルティスJ1昇格記念の記念オーケストラ演奏会の経費の中に、全く別の事業である2012年度までの女性代表の旅費や雑役務費を紛れ込ませるという操作をしてい

たわけです。

こういう手法は、正に今回行われた虚偽有印公文書作成と類似した手口だと言えますと思います。今回の場合は、公務員が虚偽の契約書や伺いなどの公文書を作成したとして、県は刑法第156条の虚偽有印公文書作成罪の疑いでこの職員を告発しております。

一方で、徳島ヴォルティス J 1 昇格記念の記念オケ関係の演奏会に係る見積書、請求書は、事業に不要な経費が含まれていたのですが、これを出した女性には相手を欺いた、これは相手というのはイベント業者ですけれども、相手を欺いて必要のない経費を水増しして最終的には県費から出ているのですけれども、県に支払させた刑法第246条の詐欺の疑いがあります。これを職員側から見れば詐欺のほう助ということになります。

もしも、自ら支払を怠っていた女性代表への旅費や雑役務費等の支払を全く別の翌々年度の事業費の中に紛れ込ませて、しかも、それを財団に派遣されていた立場を利用してやったのであれば、ほう助というより私は主犯格だと思います。いずれも詐欺の時効である7年を過ぎているので法的に問題にならないことは承知しております。だからといって放置することは許されない。

それから、今回は警察にお願いしているわけですから、前からこういうことをもし繰り返していたのであれば、経緯をきちんと捜査して、事実を把握して、これが先ほどおっしゃった背景、動機の解明だということになると思います。徹底して捜査をして、この際、県民の前に明らかにするような解明を警察にお願いしたいのですがいかがでしょうか。

高橋刑事部長

もちろん告発を受けている事実を捜査するわけでありましてけれども、この犯罪捜査を今後行うに当たって、犯罪が事実として存在するのが明らかになるのであれば、その原因、背景というものも当然、我々捜査機関としては明らかにしてまいるということであります。

眞貝委員長

小休します。（10時58分）

眞貝委員長

再開します。（11時05分）

扶川委員

ちょっとめめましたけれども。

告発状というのは、刑事訴訟法の訴訟に関する書類に該当することは十分承知しております。知事部局が持っている告発状であっても、それを公開することによって捜査に差し支えると県警が判断されたのであれば、私は知事部局に要求してはありますが、それはもたえないのは致し方ないのかなと思います。

ただ、この刑事事件が全て確定して誰でも閲覧できるようになるのは、刑事確定訴訟記録になってからです。裁判が終了するまで見れないんですね。民事記録だとちゃんと地裁

に行ったら今でも訴訟になっていたら見ることができますし、私は何度も見てきました。議会の議論はそれまで待てないんです。だから、可能な限り情報提供をしていただく。捜査員のコメントでも、新聞取材に対する発表でもいいです。差し支えのない範囲で事実関係はちゃんと出していただかないと議会の議論に差し支えるんですよ。そうしたら、新聞報道をベースに議論することができます。最大限、議会の議論に配慮いただいております。このことだけお願いしておきますのでどうでしょうか。これで終わりますが。

#### 高橋刑事部長

今、委員からありましたように、まず情報公開条例であるとか、個人情報保護法におきましては、いわゆる刑事訴訟法による、我々が捜査の過程において作成した書類は訴訟に関する書類でございますので、まずは適用除外にあるということ。刑事訴訟法がいうように確定記録前は、基本、公にしないということですので、私どもも規定にのっとって適切に対応してまいりたいという立場でございます。

#### 沢本委員

冒頭で本部長から、大麻事件が若年層においても増加しているということが報告されておりました。

厚生労働省らによりますと、昨年大麻事件の検挙人数は5,000人を超え、摘発者のうち30歳未満の割合が69.2パーセントだったとのこと。

また、連日報道されておりました、日本大学のアメフト部員や東京農大のボクシング部員らが大麻等を所持したとして相次いで学生が逮捕されるなど、若者を中心に大麻が大きな問題となっております。

また、他県ではございますが、取り締まる側の警察官、兵庫県警の20代2名の警察官が大麻に手を染めて摘発されるなど異常事態となっております。

海外の一部では、大麻が合法化されているので有害ではないというような誤った認識がSNS等を通じて広がって、興味本位やその場の雰囲気など、軽い気持ちで使用することが若年層における大麻乱用の背景にあると思われまます。

新聞報道によりますと、県内におきましても若年層の大麻の浸透が顕著とのことでありまます。

県内でも全国と同様に摘発者が増加しているのか、過去5年間における本県の大麻事件の検挙状況と年齢層等の特徴につきましてお伺いします。

#### 勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

県内の大麻事犯の検挙状況等についての御質問でございます。

御指摘のとおり、近年、若者による大麻事犯が大きく報道されるなど社会問題化しているところがございます。本県では、大麻事犯の令和4年の検挙人員が22人となり、令和3年と比較いたしまして10人増加し、高水準で推移しておるところでございます。

県内の過去5年の大麻事犯の検挙人員は合計で85人。年齢層では、30歳未満が45人、30歳以上が40人と、30歳未満の若年層が約半数、53パーセントを占めている状況でございます。

特に、昨年の状況を見ますと、検挙人員22人のうち、30歳未満が18人と、全体の約8割を占めており、今後、注意を要すべきものと認識しています。

沢本委員

昨年で言いますと、県内で検挙されている方のうち若年層が約8割。全国の7割弱からすると、県内の若年層の摘発の割合が増えているかと思しますので、今後とも緊急を要する対応をお願いいたしたいと思います。

それで、大麻や薬物と言いますと、売人から直接買うというイメージがあります。最近ではSNS等で、直接会わずに非対面取引されているケースも増えているということ、また、他の薬物より容易に入手しやすくなっているというふうにもお聞きしております。

日大アメフト部等の事件では、学生寮、キャンパス内で大麻を所持するなど、若者のコミュニティの中に大麻がまん延しやすいのではないかと危惧しているところでもあります。一般に、大麻がどのように入手されている状況なのか御説明をお願いします。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

大麻の入手ルートに関する御質問でございます。

近年の検挙事例では、面識のない者同士がSNS等、インターネットを通じて連絡を取り合い、売買をしている事例が多く見られるところでございます。その他、繁華街等において知人を通じて入手するケースや自ら大麻を栽培して、使用している事例などもあるところでございます。

沢本委員

直接面識のない方との取引であるとか、供給というのは、6月に話をさせていただきました闇バイトとかそういったものにつながってくると思えます。

最近、リラックス効果や睡眠の質向上に効果があるということで、大麻取締法の規制対象になっていない大麻由来の成分の一つでありますCBD、カンナビジオールというのが若者の話題の中心になっているように伺っております。ただ、正規販売されているものとは違って、ネット上でCBD、カンナビジオールをかたって、非合法なものや規制対象となっているものも取引されている状況にもあるようです。

いわゆる脱法ドラッグ等の規制対象外の薬物使用を認知した場合、県警察ではどのような対応をとられておられるのかお伺いします。

勝瑞刑事部首席参事官兼刑事企画課長事務取扱

規制対象外の薬物使用に関する御質問でございます。

薬物の影響により心身に支障を来し、路上で倒れていたり、病院に搬送されるなど、薬物の使用が疑われる事案を認知した場合におきましては、まずは、その者の身体に保有する薬物に関する検査を行って、規制対象の薬物が保有されていれば、検挙に向けて捜査を実施いたします。身体に保有する薬物が規制対象外のものであっても、それにより健康被害を誘発したと認められる場合には、県警察から厚生労働省への情報提供に努めているところでございます。



## 沢本委員

規制対象になっていない人体に有害なものについても、今後慎重に取り扱っていただければと思います。

最後ですが、大麻事件というのは、持っている、使用している当事者本人だけの問題ではなくて、家庭や周りの方へも様々な影響を及ぼすものであると思います。ひいては社会の安全性を脅かす危険性も含んでおります。

交通事故と同様に、特効薬というものはないかと思いますが、若者の間に大麻事件が増加しているという現状を踏まえまして、刑事部長から大所高所からの御見解、対策をお伺いしたいと思います。

## 高橋刑事部長

若者層を含めた薬物乱用の防止ということです。

るる答弁しておりますとおり、昨年度と比較しますと若者の大麻事犯が非常に多いということです。

薬物乱用防止は、警察の活動だけでは目的を達成できないのかなと思っておりまして、厚生労働省所管の麻薬取締部であるとか、また、県の関係当局とか関係機関、団体と連携した、一体となった取組が大事かと考えております。そういった形で、社会的な機運と言いますか、薬物を使用したらよくないんだという機運を高める、交通事故防止とよく似た考えを持っております。

具体的な取組は、生活安全部の少年警察等々と連携するわけではありますけれども、ボランティア等と共同したキャンペーンであるとか、また、小学校、中学校、高校で薬物乱用防止教室をやっております、この形を幅広くやっていきたい。その中で有害性であるとか危険性を訴えるということでもあります。

ちなみに、昨年は小学校45校、中学校61校、高校26校で約9,000名を超えるような学生さんにも講習をしているという状況であります。

委員からもありましたように、薬物乱用は、精神であるとか身体をむしばむものであります。また、幻覚や妄想で、殺人であるとか、また重大な交通事故を引き起こす可能性もあります。

さらに、その密売が暴力団等々の資金源につながるということもありますので、その乱用が社会の安全を脅かすようなものであると考えております。

引き続き、関係機関、団体と連携して薬物乱用防止に向けて取り組んでまいりたいと思います。

## 沢本委員

社会の安全を守って、若者の人生や将来を守っていくということで、いろいろな取組をしていただきたいと思います。

さきのCBD、カンナビジオールに加えまして、大麻の幻覚成分を濃縮しました液体、大麻リキッドを含むたばこや薬物の隠匿グッズ等も出回っておるようであります。薬物事犯が悪質化、巧妙化しているとお聞きします。

県警察におかれましては、引き続き、薬物事犯への厳正な取締りを推進していただくとともに、大麻の危険性等について正しい知識を更に普及していただけますように、県民に幅広く広報啓発活動を行っていただきたいと思います。

#### 岡本委員

沢本委員の大麻の件は、厳正に対処してください。たまたま日大校友会の徳島県支部長でありまして、本部にも厳正に申し上げました。ちなみに沢本委員のお父さんも日大の徳島県の最高顧問です。それはそうなんだけれども、やっぱり学生がそうなのはいかんのでしっかり対処していただきたいと思います。

それから、先日のサイバー犯罪の経済団体との連携協定は大変お世話になりました。徳島県でもいろいろな事案があって、本当にこれは大事なことだなんて思っております。いろいろなセミナーを開催していただくとか、皆がそのことを共有して、正にサイバー犯罪からしっかり守って行って経済等が潤うような、安らかになるようなことでお願いをしたいなと思っております。

質問は、交通事故が非常に多い。記事によりますと、徳島県は人口10万人当たり全国ワースト1という話になっているようでありまして、本日現在19人で、前年同月比6人増と非常に多い数字なんです。

私も交通安全の会長としていろいろな路上に立って、いろいろな話をしているのですが、この少ない人口の中で交通事故で人が亡くなるという、このことは何としてもなくさなくてはいけないなと思っております。

まずは、今の交通死亡事故の特徴等について、簡単に結構ですからお願いします。

#### 大喜交通企画課長

本年の交通死亡事故の特徴についての御質問です。

本年の交通死亡事故件数及び死者数は、昨日現在19件19人で、昨年同日に比べてプラス7件6人の増加となっております。死亡事故の特徴としては、死者19人の約8割を占める15人が高齢者であること、また、約半数の9件が夜間に発生していること、8人が歩行中に事故に遭っていることなどが挙げられます。

高齢者の死亡事故の特徴としては、死者15人のうち半数以上となる8人が夜間に事故に遭われている。また、そのうち4人は道路を歩いて横断中であつたことなどが挙げられます。

#### 岡本委員

今月21日から、秋の交通安全運動が始まります。

今の答弁だと、8人が歩行者。8人もいるということは、余り今まではなかったのかな。高齢者はもちろん今までも多いのですが、指導とかその辺が難しいよね。

そのことも含めて、県警としては、秋の交通安全運動期間中に、例えば交通安全協会とかいろいろありますが、どういう指導をされようとしているのか、お願いします。

#### 大喜交通企画課長

秋の全国交通安全運動における県警の取組に関する御質問でございます。

秋の全国交通安全運動は、交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目的に、全国一斉に実施をするものでございます。

県警察においては、その趣旨を踏まえ、運動の三つの重点である、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保、夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を中心に、関係機関、団体と連携して諸対策を推進いたします。

具体的な取組としては、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保に向けた横断歩行者妨害、飲酒運転等の悪質、危険な違反取締り、薄暮時間や夜間におけるパトカーでのレッド走行等街頭活動の強化、自転車ヘルメットの着用をはじめとする、交通ルール遵守とマナーの向上を呼び掛ける広報啓発活動など、警察の総合力を発揮して諸活動を行うこととしております。

#### 岡本委員

交通安全運動期間が間もなく始まりますので、しっかり対応してもらいたいと思います。

歩行者の話ですが、実は私は、毎年小学生を対象として交通事故に遭わない歩き方を一緒にやっているのです。毎回、こういうことが足りなかったよねということがよくあるのです。中学生は自転車の乗り方を一緒にやっています。高齢者は、多分高齢者教室という交通安全教室だったんですが、コロナで余りできていないから、これからその辺を集中的にやられたらいいのかなって思います。

最初の話に戻るのですが、皆さんもそうなんですが、交通事故に遭わないための歩き方は簡単なようで非常に難しいんです。その基本ができてると、歩行者が何とか助かるのかなって。小学生だけじゃなくて、正に県民みんなに分かりやすいように、車の事故うんぬん以前に、事故に遭わない歩き方をちゃんと皆さんが共有をしていくということが大事なんだろうなということ、この8人という数字を見て思いました。

今後ともに交通事故のない明るい社会のため、もちろん亡くなる人の少ない、そういう社会のために頑張ってもらいたいと思います。

#### 井下委員

一つだけ確認させてください。報道機関への捜査上知り得た情報としてというような解釈がございましたが、場合によっては法に触る場合もございませうか。この辺の線引きと申しますか、実際に世の中に出ている公式なものとそうでないものというのは、警察の中でどのような取扱いになりますか。

#### 眞貝委員長

小休します。（11時27分）

#### 眞貝委員長

再開します。（11時28分）

## 井下委員

後ほど教えていただけたらと思います。

私から1個だけ意見を言わせてください。法に抵触するものは、当然あかんって分かります。ただ、様々な過程の中で外に出ていく情報というのはあって仕方ないのかなと思います。報道機関の努力もあるのかなと思います。

安倍前総理の襲撃事件の際に、一方的に捜査関係者からという感じで情報が広がっていきまして、とある宗教団体の名前が出たりとかしまして、過熱報道につながっていったという経緯もあります。場合によっては、世の中に及ぼすことも大きいのかなと思いますので、その辺を精査していただきたいなという要望を緊急で言わせてください。

## 眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時28分）